第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内において開発許可に基づく 工事と併せて地下車庫を建築する場合の取扱いに関する手続きフロー

1 開発許可(都市計画法第29条)

運用開始日 令和3年8月2日

2	建築制限解除(都市計画法第37条)
3	自動車車庫の確認申請
	(敷地に関する工事種別:「新築」、主要用途:「附属の自動車車庫」)※1
	\Box
4	自動車車庫の確認済証交付
	\Box
5	自動車車庫の工事着手
	\Box
6	自動車車庫の工事完了
	\Box
7	開発完了公告
8	自動車車庫の検査済証交付 ※2
	\Box
9	住宅の確認申請
	(敷地に関する工事種別:「増築」)
1	0 住宅の確認済証交付
*	1 都市計画法第37条が承認された場合において、道路の扱いは、法第42条第1項
	第2号として扱う。
*	2 住宅の検査済証が交付される前に自動車車庫を使用した場合は法第48条の規定
	造石となるため注音すること

千葉市 都市局 建築部 建築情報相談課